

抵当権の被担保債権の範囲 H07-06-2 <<#298>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対する債務の担保のためにA所有建物に抵当権を設定し、登記をした。抵当権の登記に債務の利息に関する定めがあり、他に後順位抵当権者その他の利害関係者がいない場合でも、Bは、Aに対し、満期のきた最後の2年分を超える利息については抵当権を行うことはできない。✕

<<ポイント>> 抵当権の被担保債権の範囲

抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。（民法 375 条 1 項参考）

ただし、後順位抵当権者等がいないときは、この2年分に限定されることなく優先弁済を受けることができる。

<<関連知識>> 根抵当権の被担保債権の範囲

根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。（民法 398 条の 3 第 1 項）

2年分を超えることも

【答え】 誤り